

弁護士会照会って どんな場面で使えるの？

【こんな照会事例もあります③】

～相手方の所在調査～

調査室囑託 梶原 秀史 Hidefumi Kajiwara (66期)



「受任事件の相手方がどこにいるか分からない…」

相談に来られた依頼者が、相手方の住所等の情報を持っていないことがあります。相手方の住所等が分からなければ、受任通知も送れず、交渉を始めることができません。このような場合でも、依頼者が持っている相手方の情報を手掛かりに、弁護士会照会（23条照会）を利用して相手方の所在を調査できることがありますので、ご紹介します。

1. 携帯電話会社に対する照会

相手方の携帯電話番号を把握している場合、携帯電話会社に対して、当該番号の契約者の氏名・住所、請求書送付先の住所等を照会することができます。

携帯電話会社に対する照会申出にあたっては、基本的には、照会理由に相手方との電話でのやりとりやその内容を記載しないようお願いしています。また、照会先によっては、照会事項や照会理由の記載方法が異なることがありますので、二弁会員サービスサイトの事例一覧をご参照ください。

2. 運輸支局に対する照会

交通事故や無断駐車等の自動車に関する事案では、相手方の使用する自動車のナンバーをもとに、管轄運輸支局に対して、当該自動車の所有者・使用者の氏名・住所等の情報を照会することが可能です。

3. 金融機関に対する照会

振り込み詐欺等の刑事犯罪に関する事案では、債務名義がなくとも、当該振込先口座の金融機関に対して、口座名義人の氏名・住所等の情報を照会することで、相手方の氏名・住所等を特定できる可能性があります。もっとも、金融機関によっては口座名義人の同意がないことを理由に回答できないとする

こともあります。

このような照会申出の際には、照会理由に、振り込み詐欺等の刑事犯罪に関する事案であること、刑事告訴や被害届の提出をしていることや対象口座が凍結されていることなど照会の必要性が特に高いことを記載すると、回答が得られる可能性が高くなります。

4. 相手方が利用した施設・店舗に対する照会

相手方が特定の時期に宿泊したホテルが判明している場合、ホテルの運営会社に対して、相手方が宿泊の際にホテルに届け出た氏名・住所等の情報を照会することで、相手方の所在を特定できることがあります。

また、例えば自身が所有する貴金属等の高価品が質屋に流れていたことが判明した場合には、質入れされた質屋に対して、当該物品を質入れした利用客の氏名・住所等の情報を照会することで、相手方の氏名・住所等を特定できることがあります。

5. 東京出入国在留管理局・外務省に対する照会

相手方が日本国外に出国している可能性がある場合、まず、東京出入国在留管理局に対して、相手方の出帰国の有無、ある場合には出帰国の各年月日や出国先を照会することができます。

東京出入国在留管理局からの回答により相手方の出国先が判明した場合には、外務省領事局に対して、相手方の出国先を調査対象国として在留届の有無、ありの場合には在留届に記載された住居所を照会することで、外国にいる相手方の所在を絞り込むことができます。

6. 刑務所に対する照会

相手方が刑事事件で実刑判決を受けて服役している場合、府中刑務所に対して、相手方の服役場所の回答を求めることが可能です。